

## 多摩区役所会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川総人第1145号）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、多摩区役所が所管する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容、勤務時間等)

第2条 会計年度任用職員の業務内容、定数、勤務場所、勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。

(給料又は基本報酬の額)

第3条 月額で支給する会計年度任用職員（次項に定める会計年度任用職員を除く。）の給料又は基本報酬の額は、別表第2に定める相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数（採用の日前3年間の範囲内に限る。）を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

2 月額又は日額で支給する会計年度任用職員のうち別表第3に定める会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、同表に定めるとおりとする。

(半日単位の年次休暇)

第4条 半日を単位として年次休暇を受けることができる会計年度任用職員は、埋火葬許可業務等会計年度任用職員以外の職員とする。

2 半日単位の年次休暇は、正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、次に掲げる会計年度任用職員は、正午で区分した場合にその前後の勤務時間の差が1時間以上となる場合には、1日の勤務時間の半分に相当する時間で区分し、2回をもって1日の年次休暇とすることができる。

(1) 交通安全対策員

- (2) マイナンバーカード交付会計年度任用職員
- (3) タブレット入力支援等会計年度任用職員
- (4) 多摩区役所区民課証明交付業務等会計年度任用職員

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度任用職員については、当該各号に定める時刻で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。

(1) 被保護者自立生活支援相談員

- ア 8時30分から15時15分まで勤務の者 11時00分
- イ 9時00分から17時15分まで勤務の者 14時00分

(2) 生活保護年金専門員

- ア 8時30分から15時15分まで勤務の者 11時00分
- イ 9時00分から17時15分まで勤務の者 14時00分

(3) 生活保護調査事務会計年度任用職員

- ア 8時30分から15時15分まで勤務の者 11時00分
- イ 9時00分から15時45分まで勤務の者 12時00分
- ウ 10時30分から17時15分まで勤務の者 14時00分
- エ 9時00分から17時15分まで勤務の者 14時00分

(委任)

第5条 川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、多摩区長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	業務内容	定数	所管課	勤務場所	1週間の勤務時間	勤務時間 (休憩時間)	勤務日	週休日
交通安全対策員	(1)交通安全思想の普及啓発に関する業務 (2)交通安全教育に関する業務 (3)その他必要な業務	1	危機管理担当	危機管理担当	28時間45分以内で定める時間	8:00~18:00までの間で5時間45分を超えない範囲内で定める時間 (休憩 勤務時間の途中において1時間)	1週間 のうち 5日	勤務が割り振られない日
埋火葬許可業務等 会計年度	(1)埋火葬許可証の発行に関する業務 (2)戸籍届関係書類	7	まちづくり推進部 総務課	まちづくり推進部 総務課	業務に従事するために必要と認め	業務に従事するために必要と認める時間 (休憩なし)	業務に従事するため	勤務が割り振られない日

任用職員	の受領に関する業務 (3)その他、区長が必要と認める業務				る時間		に必要と認める日	
住民組織活動支援業務会計年度任用職員	(1)補助金交付要綱に基づく事務処理 (2)その他町内会・自治会の支援に関する業務	1	まちづくり推進部地域振興課	まちづくり推進部地域振興課	28時間45分	9:30~16:15 (休憩 12:00~13:00)	月曜日 から金曜日 までの週 5日	土曜日及び日曜日
マイナンバーカード交付会 計年度任用職員	(1)マイナンバーカード交付に関する業務 (2)来客者への制度・手続きの対応に関する業務 (3)その他必要な業務	2	区民サービス部区民課	区民サービス部区民課	28時間45分	(1)土曜日勤務がない場合 8:30~17:15のうち指定した5時間45分 (休憩 勤務時間の途中において1時間) (2)土曜日勤務がある場合 ア平日勤務 8:30~17:15のうち7時間15分を超えない範囲で定める時間 (休憩 勤務時間の途中において1時間) イ土曜日勤務 8:30~12:45 (休憩なし)	(1)月曜日 から金曜日 までの週 5日 (2)月曜日 から土曜日 までのうち週5日	(1)土曜閉庁の週 土曜日及び日曜日 (2)土曜開庁の週 その都度指定する曜日及び日曜日
タブレット入力支援等会計年度任用職員	(1)タブレット入力支援業務 (2)来客者への制度・手続きの対応 (3)フロア案内業務 (4)その他必要な業務	3	区民サービス部区民課	区民サービス部区民課	28時間45分	(1)土曜日勤務がない場合 8:30~17:15のうち指定した5時間45分 (休憩 勤務時間の途中において1時間) (2)土曜日勤務がある場合 ア平日勤務 8:30~17:15のうち7時間15分を超えない範囲で定める時間 (休憩 勤務時間の途中において1時間) イ土曜日勤務 8:30~12:45 (休憩なし)	(1)月曜日 から金曜日 までの週 5日 (2)月曜日 から土曜日 までのうち週5日	(1)土曜閉庁の週 土曜日及び日曜日 (2)土曜開庁の週 その都度指定する曜日及び日曜日
多摩区役所区民課証明交付業務等会計年度任用職員	(1)証明発行業務 ①住民票 (除票)の写し ②住民票記載事項証明書 ③戸籍全部 (個人) 事項証明書 ④除籍・改正原戸籍 ⑤戸籍の附票の写	2	区民サービス部区民課	区民サービス部区民課	28時間45分	(1)土曜日に勤務がない場合 8:30~17:15のうち指定した5時間45分 (休憩 勤務時間の途中において1時間) (2)土曜日に勤務がある場合 ①平日勤務 8:30~17:15のうち7時間	(1)月曜日 から金曜日 までの週 5日 (2)月曜日	(1)土曜閉庁の週 土曜日及び日曜日 (2)土曜開庁の週 その都度指定する曜日

	し ⑥印鑑証明書 ⑦その他行政証明 等 (2)区民課フロア案 内業務 (3)その他必要な業 務					15分を超えない範囲で 定める時間 (休憩 勤務時間の途 中において1時間) ②土曜日勤務8:30~ 12:45 (休憩なし)	から土 曜日ま での週 5日	及び日曜日
多摩区役 所利用者 支援業務 会計年度 任用職員	(1)子育て家庭の個 別ニーズの把握に関 する業務 (2)個別ニーズに応 じた情報収集及び提 供並びにご利用支援に 関する業務 (3)その他所属長が 必要と認めた業務	1	地域みま もり支援 センター (福祉事 務所・保 健所支 所) 児童 家庭課	地域みま もり支援セ ンター (福祉 事務所・保 健所支所) 児童家庭課	28時間45 分	9:15~16:00 (休憩12:00~13:00)	月曜日 から金 曜日ま での週 5日	土曜日及び 日曜日
福祉事務 所医療・ 介護扶助 会計年度 任用職員	(1) 医療・介護指定 申請等の事務処理 (2) 長期入院・外来 患者の把握及び承認 期間の確認 (3) 診療報酬明細書 の点検及び振り分け (4) 医療・介護扶助 の過誤調整事務 (5) その他の医療・ 介護扶助関係の補助 事務	1	地域みま もり支援 センター (福祉事 務所・保 健所支 所) 保護 課	地域みま もり支援セ ンター (福祉 事務所・保 健所支所) 保護課	28時間45 分	9:00~15:45 (休憩12:00~13:00)	月曜日 から金 曜日ま での週 5日	土曜日及び 日曜日
被保護者 自立生活 支援相談 員	(1)面談による相談 支援 (2)生活保護受給者 等就労自立促進事業 を活用した就労支援 (3)公共職業安定所 の利用に係る支援 (4)就労支援事業等 の情報提供及び利用 勧奨 (5)採用面接に係る 事前指導等 (6)就労後の定着支 援 (7)その他、本事業 の目的を達成するた	3	地域みま もり支援 センター (福祉事 務所・保 健所支 所) 保護 課	地域みま もり支援セ ンター (福祉 事務所・保 健所支所) 保護課	28時間45 分 29時間	週5日勤務の場合 8:30~15:15 (休憩12:00~13:00) 週4日勤務の場合 9:00~17:15 (休憩12:00~13:00)	月曜日 から金 曜日ま でのう ち週5 日又は 週4日	土曜日及び 日曜日又は 土曜日、日 曜日及び指 定する曜日

	めに必要な業務及び 所属長が命ずる業務							
生活保護 年金専門 員	(1) 年金受給資格調 査 (2) 年金事務所への 同行訪問 (3) 年金に関する手 続きに伴う援助業務 (4) 年金制度に関す る研修業務 (5) その他年金に関 することの相談業務	1	地域みま もり支援 センター (福祉事 務所・保 健所支 所) 保護 課	地域みまも り支援セン ター (福祉 事務所・保 健所支所) 保護課	28 時間 45 分 29 時間	週 5 日勤務の場合 8:30~15:15 (休憩 12:00~13:00) 週 4 日勤務の場合 9:00~17:15 (休憩 12:00~13:00)	月曜日 から金 曜日ま でのう ち週 5 日又は 週 4 日	土曜日及び 日曜日又は 土曜日、日 曜日及び指 定する曜日
生活保護 調査事務 会計年度 任用職員	(1) 収入・資産状況 等資力調査に関する 事務処理 (2) 扶養義務者への 扶養能力調査に関す る事務処理 (3) 戸籍調査、関係 先等の調査に関する 事務処理 (4) その他保護の実 施等に伴う事務補助	6	地域みま もり支援 センター (福祉事 務所・保 健所支 所) 保護 課	地域みまも り支援セン ター (福祉 事務所・保 健所支所) 保護課	28 時間 45 分 29 時間	週 5 日勤務の場合 (1) 8:30~15:15 (2) 9:00~15:45 (3) 10:30~17:15 (休憩 12:00~13:00) 週 4 日勤務の場合 9:00~17:15 (休憩 12:00~13:00)	月曜日 から金 曜日ま でのう ち週 5 日又は 週 4 日	土曜日及び 日曜日又は 土曜日、日 曜日及び指 定する曜日

別表第 2 (第 3 条関係)

会計年度任用職員 (月額) の相当する表級号の範囲

職名	ランク	相当する表級号の範囲
交通安全対策員	E	行政職給料表 (1) 1 級 2 4 号給~ 2 9 号給
住民組織活動支援業務会計年度任用 職員	E	行政職給料表 (1) 1 級 2 4 号給~ 2 9 号給
マイナンバーカード交付会計年度任 用職員	E	行政職給料表 (1) 1 級 2 4 号給~ 2 9 号給
タブレット入力支援等会計年度 任用職員	E	行政職給料表 (1) 1 級 2 4 号給~ 2 9 号給
多摩区役所区民課証明交付業務 等会計年度任用職員	E	行政職給料表 (1) 1 級 2 4 号給~ 2 9 号給
多摩区役所利用者支援業務会計年度 任用職員	E	行政職給料表 (1) 1 級 2 4 号給~ 2 9 号給
福祉事務所医療・介護扶助会計年度 任用職員	E	行政職給料表 (1) 1 級 2 4 号給~ 2 9 号給

被保護者自立生活支援相談員	D	行政職給料表（1）1級30号給～35号給
生活保護年金専門員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
生活保護調査事務会計年度任用職員	E	行政職給料表（1）1級24号給～29号給

別表第3（第3条関係）

会計年度任用職員（月額又は日額）の給料又は基本報酬の額

職名	支給単位	給料又は基本報酬の額	地域手当又はこれに相当する報酬を加えた額
埋火葬許可業務等会計年度任用職員	月額	863円	1,001円